条第三項及び東日本大震災からのための施策を実施するために財源の確保に関する特別措置法（二十三年法律第百十七号。以下「措置法」という。）第二十八条第三項は第三項

興特別所得税の徴収

十七条の十一の四第一項

び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額、

得税の額に係る復興特別所得税の額並びに還付をした所得税及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額

を

第五条の二の三第二項	
第九条の三の二第一項	所得税の額
第九条の三の二第一項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「特別措置法」という。）第二十八条第一項	所得税の額及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額
第二十五条の十の十一第十二項	
又は同条第三項	又は同条第三項及び特別措置法第二十八条第一項又は第三項
の徴収	及び復興特別所得税の徴収
同条第一項	法第三十七条の十一の四第一項
の額、	の額及び当該所得税の額の合計額、
還付をした所得税の額	当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額並びに還付をした所得税及び当該所得税の額の合計額

に、

第二十五条の十七第十二項、第十五項及び第十六項	
所得税	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税

を

第二十五条の十三の八第二十一項		
第三十七条の十四の二第八項の	第三十七条の十四の二第八項及び特別措置法第二十八条第一項の	第三十五条第四項第一号）の規定
所得税を	所得税及び復興特別所得税を	第三十五条第四項第二号）の規定
同項	法第三十七条の十四の二第八項	第三十五条第四項第三号）の規定
の額	の額及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額	第三十五条第四項第四号）の規定
		第三十五条第四項第五号）の規定

に改め、同表相続税法

第二十五条の十七第十二項、第十五項及び第十六項	
所得税	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税

に次のように加える。

（昭和二十五年法律第七十三号）

第三十五条第四項第一号）	の規定	申告及び修正申告等の特例）において準用する所得税法第百五十一条の五第一項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定
第三十五条第四項第二号）	の規定	（特別措置法第二十条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定
第三十五条第四項第三号）	の規定	以下この号において同じ。）の規定及び特別措置法第二十条の二第六項において準用する所得税法第百五十一条の六第一項の規定
第三十五条第四項第四号	の規定	（特別措置法第二十条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定
第三十五条第四項第五号）	の規定	以下この号において同じ。）の規定及び特別措置法第二十一条第六項（更正の請求の特例）において準用する所得税法第百五十三条の五の規定

第十三条第三項中「国税通則法施行令の」を「国税通則法及び国税通則法施行令の」に改め、同項第二号中「国税通則法施行令」を「国税通則法第六十六条第四項及び第六十八条第四項並びに国税通則法施行令」に改める。

附　則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第十三条第三項の改正規定は、平成二十九年一月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百六十六号

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）第八十条第一項及び第七項並びに第八十一条第三項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。